

# 事務所通信

## 年末調整で気をつけること（H28年分）

### I. 復興特別所得税（2.1%）の加算

H24年まで

$$\text{課税所得} \times \text{所得税率} - \text{税額控除額} = \text{年税額}$$

H25年以降

$$(\text{課税所得} \times \text{所得税率} - \text{税額控除額}) \times 102.1\% = \text{年税額}$$

### II. マイナンバー 平成28年分の年末調整から

給与支払報告書（源泉徴収票）の税務署・市役所提出用には、下記のことを記載

本人のマイナンバー & 扶養親族のマイナンバー  
支払者欄に給与支払者（法人、個人事業主）のマイナンバー

#### 【注意】

- ①本人交付用の源泉徴収票には、マイナンバーを記載しません。
- ②後日、銀行等への提出目的のため、再発行の源泉徴収票にもマイナンバーを記載しません。
- ③扶養控除申告書は、鍵のかかる場所で、責任者を決め、7年間保管する必要があります。  
7年を過ぎると破棄する必要があります。

平成28年になって退職した方の給与支払報告書（源泉徴収票）の税務署・市役所提出用には、マイナンバーが必要になります。

**田 畑 浩 正 税 理 士 事 務 所**

〒518-0711 三重県名張市東町1718

TEL 0595-64-5430

FAX 0595-64-6716

